

別表八(一)

令二・四・一以後終了事業年度分

① 受取配当等の益金不算入に関する明細書				事業年	：	：	法人名				
御注意				当年度実績により負債利子等の額を計算する場合							
				基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合							
完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (31の計)				1	円	完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (31の計)		14	円		
関連法 利子等 の額 の計 算	受取配当等の額 (34の計)			2		受取配当等の額 (34の計)			15		
	当期に支払う負債利子等の額			3		当期に支払う負債利子等の額			16		
	連結法人に支払う負債利子等の額			4		国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不 算入額、関連法人等に係る支払利子等若しくは 社外純支払利子等の損金不算入額又は恒久的 持続に見込まれるべき資本に対応する負債の 入額			35		
	【No.35】3欄又は16欄の金額は、損益計算書の支払利息（社債利息及び手 形の割引料等を含みます。）の額の合計額（別表四において、支払利息等に 係る申告調整を行っている場合、その調整後の金額）と一致していますか。					【No.2】当事業年度に適用され る別表を使用していますか。					
人 等 の 計 算	又は別表十七(二の五)「27」のうち多い金額 又は((別表十七(二の二)「29」又は別表十七(二 の五)「32」と別表十七の三(二)「17」のうち多 い金額))					人 等 の 計 算					
	超過額					超過利子額の損金算入額 (別表十七(二の三)「10」)			18		
	【No.38】基準年度実績により負債利子等の額を計 算している場合、20欄～23欄に金額を記載してい ますか。					計 (16) - (17) + (18)			19		
	【No.38】20欄及び21欄の金額に適格合併に係る被 合併法人分も含めていますか(その場合、適格合併 に係る全ての法人が平成27年4月1日に存在して いますか。)。					平成27年4月1日から平成29年3 月31日までの間に開始した各事業 年度の負債利子等の額の合計額			20		
株 式 の 計 算	受取 負 債 利 子 等 の 額			10		同上の各事業年度の関連法人株式等 に係る負債利子等の額の合計額			21		
	(7) × (9) (8)					負債利子控除割合 (21)			22		
	その他の株式等に係る受取配当等の額 (37の計)			11		算 (小数点以下3位未満切捨て)			23	円	
	【No.36】27欄及び29欄の金額は、貸借対照表の金額に法令第22 条及び法基通3-2-5～3-2-7の調整をした後の金額 となっていますか。					受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (19) × (22)					
当年度実績による場合				連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等				総資産の帳簿価額			
区分				総資産の帳簿価額				27	28	29	30
前期末現在額								円	円	円	円
当期末現在額											
計											
受取配当				受取配当等の額の計算期間							
法人名 本店の所在地											
完全子法人株式等 の額の計算期間											
31											
【No.30】31欄、34欄、37欄及び43欄の金額に益金不算入の対象とならないもの の額を含めていませんか。											
法人名 本店の所在地 等の額の保有割合				うち益金の額に益金不算入の対象となる金額 (32) - (33)							
32				33				34		円	
【No.32】32欄の金額に、関連法人株式等（その保有割合が3分の1超の他の内国法人の株式等を当該他の内国法人から受ける配当等の額の計算期間の初日から末日まで引き続き有している場合の当該株式等）に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。											
法人名 本店の所在地 受取配当等の額の計算期間				うち益金の額に益金不算入の対象となる金額 (35) - (36)							
35				36				37		円	
【No.33】35欄の金額に、その他株式等（完全子法人株式等、関連法人株式等及び非支配目的株式等のいずれにも該当しない株式等）に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。											
法人名 本店の所在地 基準日 保有割合				うち益金の額に益金不算入の対象となる金額 (41) - (42)							
38 39 40				41				42		円	
【No.34】41欄の金額に、非支配目的株式等（その保有割合が5%以下の他の内国法人の株式等を当該他の内国法人から受ける配当等の額の支払に係る基準日において有する場合の当該株式等）に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。											